

**目 次**

◇ 条 例                                                   ページ

- 北九州市新型インフルエンザ等対策本部条例【危機管理室危機管理課】 552

◇ 規 則

- 北九州市契約規則の一部を改正する規則【契約室管理課】 554

◇ 告 示

- 新門司北埠頭新門司北9号岸壁立入制限区域の区域変更【港湾空港局港営部港営課】 555
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 557

◇ 公 告

- 土砂災害特別警戒区域の公示図書の縦覧【建設局河川部河川整備課】 558
- 特定調達契約の落札者の決定（2件）【契約室契約課】 559

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市新型インフルエンザ等対策本部条例

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、北九州市新型インフルエンザ等対策本部条例を定めることにしました。

主な内容は、北九州市新型インフルエンザ等対策本部長等の職務等です。

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

### ◇北九州市契約規則の一部を改正する規則

履行期限遅延の違約金に係る割合を年3.1パーセントから年3パーセントに改めることにしました。

この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

北九州市新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成25年3月21日

北九州市長 北橋健治

## 北九州市条例第2号

### 北九州市新型インフルエンザ等対策本部条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、北九州市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (本部長等の職務等)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2 本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部の事務を整理する。

3 本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、本部員の事務を補助するために必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

#### (会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 21 日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第 18 号

北九州市契約規則の一部を改正する規則

北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条第 1 項中「年 3.1 パーセント」を「年 3 パーセント」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 39 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

北九州市告示第62号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。以下「法」という。）第29条第1項及び法第32条第1項の埠頭保安規程の規定により、北九州市が管理する新門司北埠頭新門司北9号岸壁の立入制限区域の区域を変更したので告示する。

平成25年3月21日

北九州市長 北橋健治

- 1 区域を変更した立入制限区域の名称

新門司北埠頭新門司北9号岸壁立入制限区域

- 2 変更後の立入制限区域の区域図

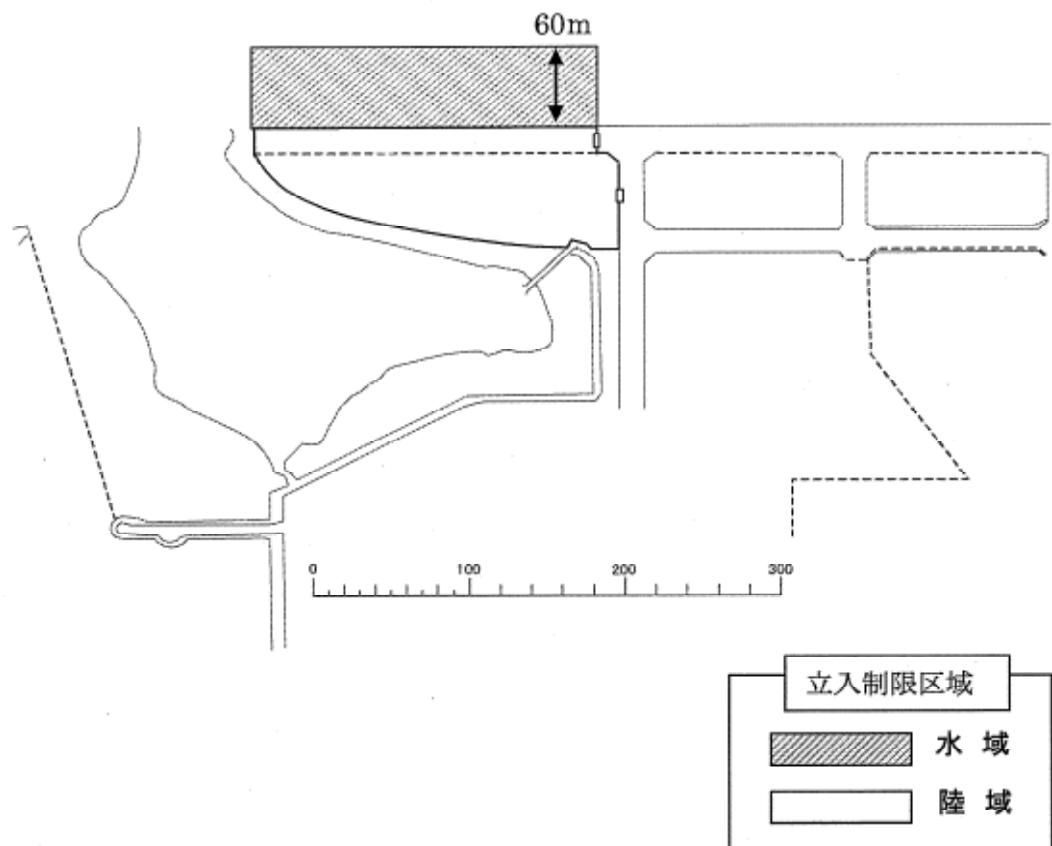
別紙のとおり。

- 3 立入制限区域の変更年月日

平成25年3月7日

別紙

新門司北埠頭新門司北9号岸壁立入制限区域



北九州市告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年3月21日

北九州市長 北橋健治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

| 整理番号 | 路線名        | 変更前後の別 | 区域変更の区間                                        | 幅員(m)        | 延長(m)   |
|------|------------|--------|------------------------------------------------|--------------|---------|
| 529  | 西曲里町鷹の巣1号線 | 前      | 北九州市八幡西区筒井町11番1地先から<br>北九州市八幡西区鷹の巣一丁目17番24地先まで | 18.0         | 1,620.0 |
|      |            | 後      | 北九州市八幡西区筒井町11番1地先から<br>北九州市八幡西区鷹の巣一丁目17番20地先まで | 27.0<br>35.0 | 1,620.0 |

## 北九州市公告第177-2号

福岡県知事より、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第5項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域の公示図書が送付されたので、同条第7項の規定により、これを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年3月15日

北九州市長 北橋健治

### 1 縦覧図書

平成25年福岡県告示第375号

- (1) 区域指定 土砂災害特別警戒区域
- (2) 所在地 北九州市戸畠区
- (3) 自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

### 2 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建設局河川部河川整備課
- (2) 北九州市戸畠区千防一丁目1番1号  
北九州市戸畠区役所総務企画課

### 3 縦覧期間

平成25年3月15日からの毎日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに毎年12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

北九州市公告第182号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月21日

北九州市長 北橋健治

1 物品等の名称及び予定数量

A重油 3万1,900リットル

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市契約室契約課

北九州市小倉北区城内1番1号

3 落札者を決定した日

平成25年1月25日

4 落札者の名称及び住所

株式会社福石 北九州支店

北九州市小倉南区横代北町二丁目1番47号

5 落札金額

1リットル当たりの金額 87円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告をした日

平成24年12月25日

8 落札方式

最低価格による。

北九州市公告第183号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月21日

北九州市長 北橋健治

1 物品等の名称及び予定数量

白灯油 2万6,000リットル

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市契約室契約課

北九州市小倉北区城内1番1号

3 落札者を決定した日

平成25年1月25日

4 落札者の名称及び住所

日吉化学工業株式会社

北九州市若松区藤ノ木三丁目2番39号

5 落札金額

1リットル当たりの金額 81.5円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告をした日

平成24年12月25日

8 落札方式

最低価格による。